

議案第8号説明資料

令和3年2月15日

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	.....	1
改正内容	.....	1
新旧対照表	.....	2～3

消防総務課

# 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

消防団員の処遇の改善を図るため、費用弁償の単価について整理を行い、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合における額の改正をします。また、費用弁償の支給方法の所要を見直すため、規定の改正を行う。

## 2 改正内容

- (1) 報酬額の表記を別表第1とし、報酬を支給しない者の項目を追加します。(第12条関係)
- (2) 費用弁償の単価について整理を行い、額の改正をし、表記を別表第2とします。(第13条関係)
- (3) 費用弁償の支給方法について、所要の規定を改正する必要があるため見直します。(第14条関係)
- (4) 施行日  
この条例改正は、令和3年4月1日から施行することとします。

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第11条 省略  <u>(報酬)</u></p> <p>第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、年度初日から年度末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その年度の報酬は、<u>支給しない。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>別表第2に定める費用弁償を支給する。</u></p> <p>2・3 省略  <u>(支給方法)</u></p> <p>第14条 報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p>附 則  <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第11条 省略  <u>(報酬)</u></p> <p>第12条 団員には、次により報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 年額 15万7,900円  (2) 副団長 年額 9万2,900円  (3) 分団長 年額 5万3,400円  (4) 副分団長 年額 4万400円  (5) 部長 年額 3万7,900円  (6) 班長 年額 3万5,500円  (7) 団員 年額 3万3,000円</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>費用弁償として出動1時間につき570円を支給する。</u></p> <p>2・3 省略  <u>(支給方法)</u></p> <p>第14条 報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。<u>ただし、費用弁償の旅費に関する支給については、旅費条例第13条の規定は適用せず、県内の旅行についての日当は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>別表に定める地域内に旅行する場合の日当額は、定額の2分の1とする。</u>  (2) <u>町内、平塚市及び二宮町の旅行については、日当を支給しない。</u></p>

改正案		現行																			
別表第1 (第12条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 157,900円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 92,900円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額 53,400円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額 40,400円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 37,900円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 35,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額 33,000円</td> </tr> </tbody> </table>		階 級	報酬の額	団長	年額 157,900円	副団長	年額 92,900円	分団長	年額 53,400円	副分団長	年額 40,400円	部長	年額 37,900円	班長	年額 35,500円	団員	年額 33,000円	別表 (第14条関係) <table border="1"> <tr> <td>               日当を減額する                地域             </td> <td>               藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、開成町             </td> </tr> </table>		日当を減額する 地域	藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、開成町
		階 級	報酬の額																		
団長	年額 157,900円																				
副団長	年額 92,900円																				
分団長	年額 53,400円																				
副分団長	年額 40,400円																				
部長	年額 37,900円																				
班長	年額 35,500円																				
団員	年額 33,000円																				
日当を減額する 地域	藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、開成町																				
別表第2 (第13条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給単位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害出動</td> <td>3時間未満</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>3時間以上</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練、警戒等出動</td> <td>3時間未満</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間以上</td> <td>3,100円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	支給単位	金 額	災害出動	3時間未満	3,100円	3時間以上	4,600円	訓練、警戒等出動	3時間未満	1,600円	3時間以上	3,100円							
区 分	支給単位	金 額																			
災害出動	3時間未満	3,100円																			
	3時間以上	4,600円																			
訓練、警戒等出動	3時間未満	1,600円																			
	3時間以上	3,100円																			